

多様な性について考えよう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから⇒



性的マイノリティに関する人権問題

性のあり方は、「男性」と「女性」だけで単純に分けられるものではなく、下記のように多様な性が存在します。このような性的少数者(性的マイノリティ)は日常・社会生活で様々な困難に直面しています。

周囲の理解不足により、性的少数者の方が生きにくさを感じたり、地域社会への参加をためらったりすることがないように、性的少数者についての理解が進み、すべての人々が尊重され、自分らしく生活できる社会にしていく必要があります。

LGBTQ(性的指向と性自認)

性的指向

性自認



Lesbian

レズビアン
女性として女性を好きな人



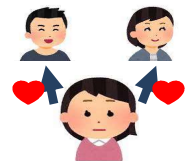
Gay

ゲイ
男性として男性を好きな人



Bisexual

バイセクシュアル
異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人



Transgender

トランスジェンダー
身体と心の性に違和感がある人



Questioning

※クエスチョニング
心の性や恋愛対象が揺れ動いたり定まらなかったりする人
また、どちらかに決めたくない、わからないなど
特定の枠にはまらない人



※「Q」は、性的マイノリティの総称として用いられる「クィア(Queer)」を意味する場合があります。

・2020年 電通ダイバーシティ・ラボの調査では、LGBTQ+層に該当する人は、8.9%という結果が出ています。**私たちの身近には性的少数者がいると考えましょう。**

・当人の意思を無視して、勝手に性的マイノリティであることを暴露することを**アウティング**といます。**アウティングは重大な人権侵害**です。決して許されることではありません。

・人それぞれに個性があるように、性のあり方も多様で複雑です。誰もが自分らしく生きることができると社会の実現のためには、性の多様性について**正しく理解**し、相手を**思いやり**、多様性を**認め合う**ことが大切です。



あなたの不安に寄り添いながら支援をする、公的な相談窓口があります

・みんなの人権110番 ☎0570-003-110(受付時間:平日8:30~17:15)

法務局職員や人権擁護委員が相談を受けています。※相談無料、秘密厳守

・インターネット人権相談 <https://www.jinken.go.jp> 又は「インターネット人権相談」で検索